

令和7年7月11日
大臣官房官庁営繕部計画課

令和6年度は85%以上で月単位の週休2日を達成！ ～営繕工事における「週休2日促進工事」の取組状況について～

国土交通省では、週休2日に取り組む営繕工事を対象にモニタリングを実施しています。「月単位の週休2日」に取り組む工事のうち、令和6年度に完了した工事の85%以上で「月単位の週休2日」を達成しました。

引き続き、受注者へのアンケート結果等を踏まえて、発注者の対応について必要な改善を図りつつ、「月単位の週休2日」の確保に向けた取組を推進してまいります。

1 背景

営繕工事においては、建設業における働き方改革を推進する観点から、平成30年度より労務費補正等の試行を行う「週休2日促進工事」を実施しています。令和6年4月より建設業への時間外労働の上限規制の適用が開始されたことなどを踏まえ、令和6年度より、工期全体（通期）での週休2日に加え、工期中の全ての月において週休2日の確保を目指す「月単位の週休2日」の取組を推進しています。

今般、月単位の週休2日に取り組む週休2日促進工事のうち、令和6年度に完了した工事の取組状況を取りまとめました。

2 取組状況（概要）

○月単位の週休2日に取り組む週休2日促進工事のうち、令和6年度に完了した工事 28件中24件（85.7%）で月単位の週休2日を達成しました。

○月単位の週休2日を達成できた要因としては「受発注者間で円滑な協議が実施されたため」「適正な工期設定がなされたため」「各工事間の調整が適切に実施されたため」が多く挙げられています。

○月単位の週休2日を達成できなかった要因としては「執務並行改修で、施工上の制約が大きいため」「作業員等が休日施工を望んだため」等が挙げられています。

（取組状況の詳細は別紙をご覧ください。）

3 今後の方針

公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく発注関係事務の運用に関する指針の令和7年2月の改正等を踏まえ、今年度より、工期中の全ての週における週休2日の確保に向けた取組を推進しています。

引き続き、アンケート結果等を踏まえて、執務並行改修などにおける施工上の制約について、工事発注前の案件形成段階から施設利用者等と十分に調整を行うなど、発注者の対応について必要な改善を図ってまいります。

<お問合せ先>

大臣官房官庁営繕部計画課 松村、金辻

代表：03-5253-8111（内線 23222、23226） 直通：03-5253-8234

営繕工事における週休2日促進工事の取組状況について

～令和6年度に完了した工事の結果～

令和7年7月

工期中の全ての月において週休2日の確保を目指す「月単位の週休2日」に取り組む営繕工事※のうち、令和6年度に完了した28件の工事の取組状況をとりとまとめた。

※ 本省及び地方整備局等において実施した官庁営繕工事。

(1) 「月単位の週休2日」の達成状況について

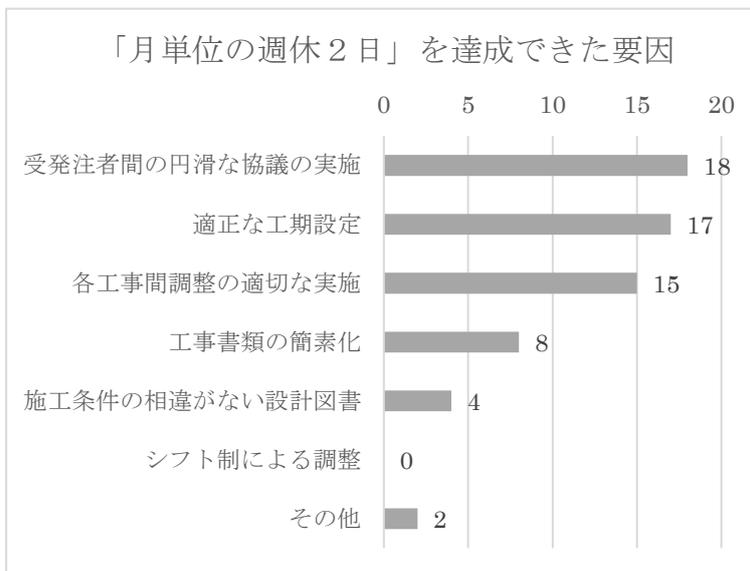
- ・ 28件中24件（85.7%）で「月単位の週休2日」を達成した。
- ・ 発注区分別にみると、建築では19件中15件（78.9%）、電気設備では4件中4件（100%）、機械設備では5件中5件（100%）で「月単位の週休2日」を達成した。
- ・ 新築、改修等の別でみると、新築では1件中1件（100%）、改修等では27件中23件（85.2%）で「月単位の週休2日」を達成した。
- ・ 「月単位の週休2日」が達成できなかった4件の工事では、工期全体（通期）での週休2日を達成した。

(2) 「月単位の週休2日」の達成・未達成の要因について（アンケート結果）

アンケートは、工事完了時に現場代理人等に対して実施し、「月単位の週休2日」を達成できた要因と達成できなかった要因について、複数選択肢の中から当てはまる理由を選択してもらった（複数回答可能）。

ア) 「月単位の週休2日」を達成できた要因

月単位の週休2日を達成できた要因として、「受発注者間で円滑な協議が実施されたため」が18件と最も多く、続いて「適正な工期設定がなされたため」が17件となっている。



（具体的内容）

- ・ 工期に余裕があり、また施設側の協力により達成できた。協力会社に週休2日の工事であることを周知し、了解の上発注した。
- ・ 工事打合せ書の回答が迅速で協議を円滑に行うことができた。重複する書類の作成がなく、書類作成の時間が減った。
- ・ 執務並行改修であったため、休日作業をせざるを得ない日が多々発生したが、どうしても休日でなければ作業が出来ない内容以外は、なるべく平日にも作業実施の了解を取り、作業時間の制約がある作業を減らして時間的余裕を確保することで、平日に現場閉所日を設けられるように、事前調整した。

イ) 「月単位の週休2日」を達成できなかった要因

月単位の週休2日を達成できなかった要因として、「執務並行改修で、施工上の制約が大きい」「作業員等が休日施工を望んだため」といった回答があった。

(具体的内容)

- ・ 停電を伴う作業及び外来者用建具更新作業は土日しかできなかった。
- ・ 一般来庁者がいる中での作業は難しいこともあった。
- ・ 納期の関係で施工を工期末間際に行うこととなり、最終月の4週8休の確保が出来なかった。
- ・ 作業日が少なくなれば収入減となる作業員は、連日作業を希望する者が多かった。